

尼都計第 4020 号
令和元年 11 月 15 日

尼崎市都市計画審議会
会 長 様

尼 崎 市 長
稲 村 和 美



尼崎市議案第 2 号
阪神間都市計画生産緑地地区の変更（尼崎市決定）について

みだしのことについて、別紙のとおり都市計画を決定したいので、都市計画法第 19 条第 1 項の規定により、次のとおり審議会に付議します。

以 上
(都市計画課)

計 画 書

阪神間都市計画生産緑地地区の変更（尼崎市決定）

- 1 都市計画生産緑地地区中、武庫之荘7丁目10ほか1地区を次のように変更する。

名 称	面 積	備 考
武庫之荘7丁目10	約0.12ha	約0.06haの減
南武庫之荘4丁目3	約0.19ha	約0.1haの減

「位置図及び計画図は別紙図面表示のとおり」

- 2 都市計画生産緑地地区に武庫之荘7丁目20ほか6地区を追加する。

名 称	面 積	備 考
武庫之荘7丁目20	約0.03ha	追加
武庫之荘東1丁目6	約0.04ha	追加
南武庫之荘1丁目4	約0.05ha	追加
南武庫之荘3丁目13	約0.04ha	追加
南武庫之荘3丁目14	約0.05ha	追加
東園田町4丁目6	約0.03ha	追加
猪名寺1丁目8	約0.07ha	追加

「位置図及び計画図は別紙図面表示のとおり」

- 3 都市計画生産緑地地区中、武庫之荘7丁目6ほか2地区を廃止する。

名 称
武庫之荘7丁目6
武庫之荘7丁目6-1
久々知1丁目1

「位置図及び計画図は別紙図面表示のとおり」

理 由

別添理由書のとおり

理 由 書

都市環境や防災に対する緑地の確保などの都市計画的観点から、残された宅地化農地を生産緑地地区に追加指定することにより市内農地の保全を図ることとして、申出のあった農地のうち指定基準を満たすものについて生産緑地地区に指定する。

また、生産緑地法第10条の規定に基づく買取り申出を起因として、同法第14条の規定に基づき、各生産緑地地区内における行為の制限が解除された区域は継続的な生産緑地の維持が不可能であるため、生産緑地地区の廃止又は、変更を行う。

<別表> 今回変更地区の変更前後対照表

No	生産緑地地区の名称	変更内容	現在面積 ha (㎡)	増減 ha (㎡)	変更後面積 ha (㎡)	発生理由
1	武庫之荘 7 丁目 20	地区の追加	0	約 0.03 (337)	約 0.03 (337)	追加
2	武庫之荘 7 丁目 6	地区の廃止	約 0.06 (564)	△約 0.06 (△564)	0	死亡
3	武庫之荘 7 丁目 6-1	地区の廃止	約 0.06 (550)	△約 0.06 (△550)	0	死亡
4	武庫之荘 7 丁目 10	地区面積の減	約 0.12 (1,226)	△約 0.06 (△596)	約 0.06 (630)	死亡
5	武庫之荘東 1 丁目 6	地区の追加	0	約 0.04 (364)	約 0.04 (364)	追加
6	南武庫之荘 1 丁目 4	地区の追加	0	約 0.05 (530)	約 0.05 (530)	追加
7	南武庫之荘 3 丁目 13	地区の追加	0	約 0.04 (366)	約 0.04 (366)	追加
8	南武庫之荘 3 丁目 14	地区の追加	0	約 0.05 (461)	約 0.05 (461)	追加
9	南武庫之荘 4 丁目 3	地区面積の減	約 0.19 (1,889)	△約 0.1 (△976)	約 0.09 (913)	死亡
10	久々知 1 丁目 1	地区の廃止	約 0.05 (504)	△約 0.05 (△504)	0	死亡
11	東園田町 4 丁目 6	地区の追加	0	約 0.03 (336)	約 0.03 (336)	追加
12	猪名寺 1 丁目 8	地区の追加	0	約 0.07 (667)	約 0.07 (667)	追加
			約 0.47 (4,733)	△約 0.01 (△129)	約 0.46 (4,604)	

変更する地区数(2 地区)・追加する地区数(7 地区)・廃止する地区数(3 地区)

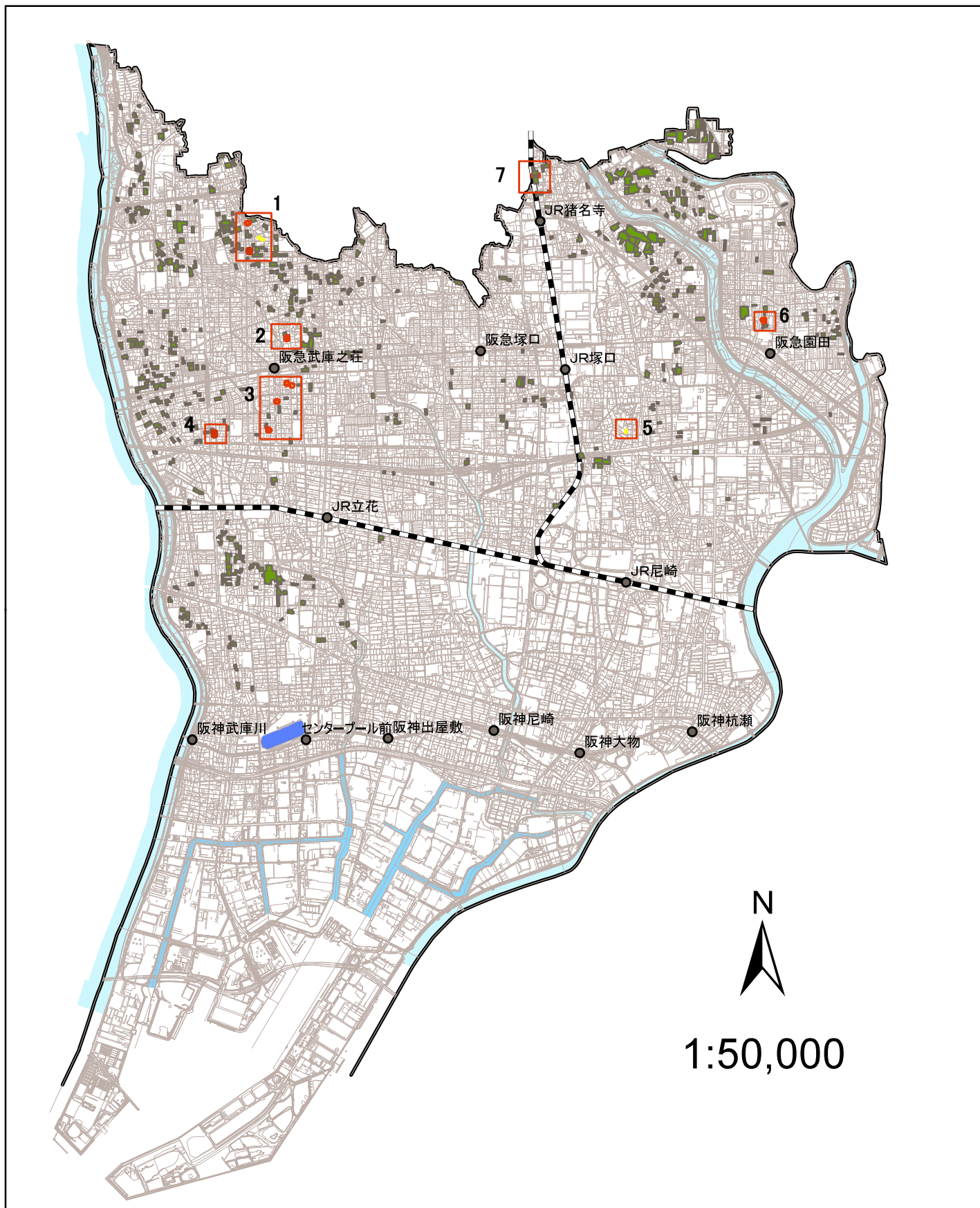
□ 総括表

	変 更 前	変 更 後
地 区 数	506 地区	510 地区
総 面 積 (B)	約 73.7ha	約 73.7ha
市街化区域内農地面積 (A)	※1 約 86.9ha	※2 86.1ha
比 率 (B/A)	84.8%	85.6%

※1 平成 30 年 1 月 1 日現在の面積

※2 平成 31 年 1 月 1 日現在の面積

生産緑地地区変更位置図（令和元年度）




計画図1

凡例

- 変更後の区域
- 廃止する区域
- 追加区域
- 生産緑地

N



1:2,500




計画図2

凡例

- 変更後の区域
- 廃止する区域
- 追加区域
- 生産緑地

N



1:2,500




計画図3

凡例

- 変更後の区域
- 廃止する区域
- 追加区域
- 生産緑地

N



1:2,500




計画図4

凡例

- 変更後の区域
- 廃止する区域
- 追加区域
- 生産緑地

N



1:2,500




計画図5

凡例

- 変更後の区域
- 廃止する区域
- 追加区域
- 生産緑地

N



1:2,500




計画図6

凡例

- 変更後の区域
- 廃止する区域
- 追加区域
- 生産緑地

N



1:2,500




計画図7

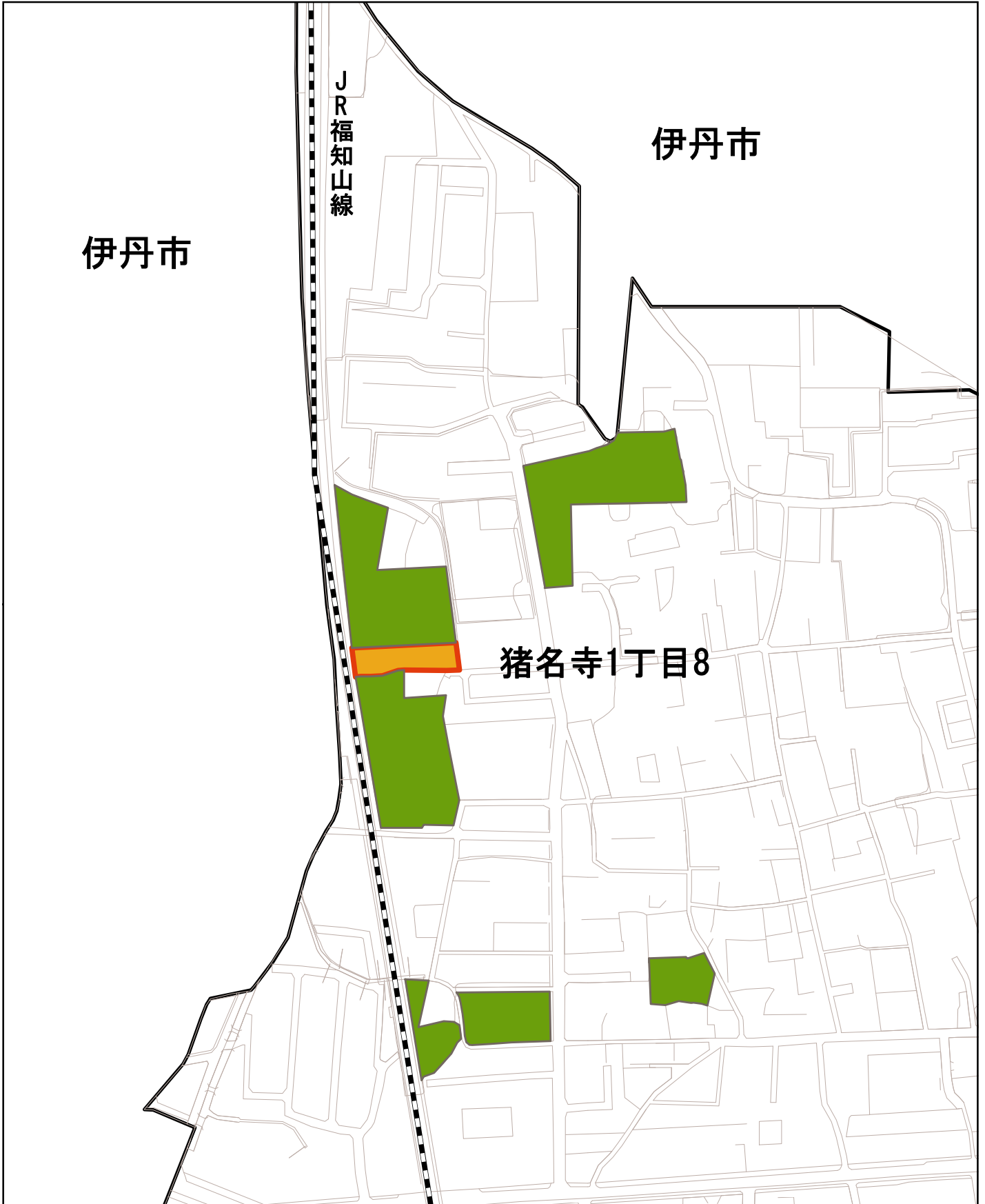
凡例

- 変更後の区域
- 廃止する区域
- 追加区域
- 生産緑地

N



1:2,500

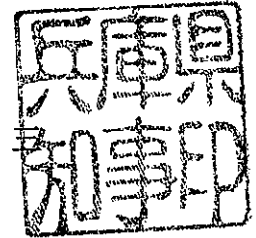




都計第 1281 号
令和元年 9 月 25 日

尼崎市長 稲村和美様

兵庫県知事 井戸敏



阪神間都市計画生産緑地地区の変更（回答）

令和元年 9 月 17 日付け尼都計第 3380 号で協議のあったこのことについては、異存ありません。

なお、当該都市計画の変更を行った場合には、都市計画法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、同法第 14 条第 1 項に規定する図書の写しを兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課に送付するとともに、阪神北県民局宝塚土木事務所に変更を行った旨通知願います。